

港長公示第6号

港則法第39条第1項の規定により、長崎港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和7年10月17日

長崎港長



長崎港第一区松が枝岸壁沖合における航泊の禁止について

長崎港第一区松が枝岸壁沖合において海上花火大会が実施されるので、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、花火大会及び警戒に従事する船舶を除く。

記

1 期間

令和7年11月1日（土）午後8時20分から午後9時00分までの間

令和7年11月2日（日）午後8時20分から午後9時10分までの間

（予備日なし）

2 区域

長崎港第一区所在の長崎港旭町防波堤灯台から真方位174度、約710メートルの位置（北緯32度44.32分、東経129度51.92分）を中心とする半径240メートルの円内海域

3 その他

① 航泊禁止期間中、現場で巡視艇及び主催者手配の警戒船が警戒にあたる。

② 上記期間中、自主警戒区域が下記のとおり設定される。

自主警戒区域位置（略図参照）

次の各点を結んだ線に囲まれた海域

イ 長崎港旭町防波堤灯台から真方位132度、約420メートルの位置（出島岸壁北端）

ロ 同灯台から真方位199度約500メートルの海上（2号浮標）

ハ 同灯台から真方位196度約960メートルの海上

ニ 同灯台から真方位173度約1100メートルの海上（松が枝岸壁南端）

③ 自主警戒区域を示す黄色点滅灯8基が設置される。（略図中AからH）

④ 午後9時00分までに花火大会が終了した場合、航泊禁止を解除する場合がある。

また、荒天等により花火大会が中止となった場合には航泊禁止を取り消す場合がある。

なお、航泊禁止を解除または取り消す場合は別途、公示の上、周知する。

略図

